

高森町リプロダクティブ・ヘルス・ライツ普及・啓発業務委託に関する
公募型プロポーザル募集要領

1 目的

児童・生徒が性と生殖に関する健康と権利（以下、リプロダクティブ・ヘルス・ライツ）に関する正確な情報とリプロダクティブ・ヘルス・ライツの概念及びリプロダクティブ・ヘルス・ライツに関する正しい知識を得たうえで、自らの現在及び将来の健康やライフプランを考えることができるようになることを目的とする。

2 業務の内容

別添「高森町リプロダクティブ・ヘルス・ライツ普及・啓発業務委託仕様書」のとおり

3 業務委託期間

委託契約締結日から令和9年（2027年）3月26日（金）まで

4 契約限度額

3,000千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

※上記の金額には、業務において発生する交通費や事務経費等の諸経費の額を含む。

また、提案にあたっての上限額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定する。

5 プロポーザル実施概要

(1) 名称

高森町リプロダクティブ・ヘルス・ライツ普及・啓発業務委託に関する公募型プロポーザル

(2) スケジュール

内容	日程・期限
(1) 公募開始	令和8年4月3日（金）
(2) 質問書の提出期限	令和8年4月10日（金）正午
(3) 質問書の回答期限	令和8年4月15日（水）
(4) 参加表明書提出期限	令和8年4月20日（月）正午
(5) 企画提案書提出期限	令和8年4月24日（金）17時
(6) 審査会	令和8年5月1日（金）
(7) 審査結果通知	審査会後速やかに行う予定
(8) 契約内容協議・契約締結	令和8年5月下旬頃
(9) 委託終了（実績報告提出）	令和9年3月19日（金）

6 参加資格

次に掲げる（１）から（５）までに定める条件の全てを満たす者であること。

- （１）仕様書の趣旨に則り、委託業務内容を遂行する能力を有するとともに、高森町の施策等を十分理解し、本事業の実施にあたって高森町と密接に連携できること。
- （２）実施に必要なネットワークと情報、ノウハウを有していること。
- （３）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に該当しない者であること。
- （４）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- （５）会社等の法人の場合、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

7 応募手続き

（１）質問及び回答

①質問方法

- ・質問は、質問書（様式１）を電子メールにより提出すること（電話または口頭のみでの質問は一切受け付けない。）。
- ・メール送付時、件名に「高森町リプロダクティブ・ヘルス・ライツ普及・啓発業務委託に関する公募型プロポーザル質問」と付記すること。

②提出期限

令和８年（２０２６年）４月１０日（金）正午まで

③提出先

「11 問合せ・提出先」と同じ

④質問への回答

令和８年（２０２６年）４月１５日（水）までに高森町のホームページへ掲載

（２）参加申込み

①提出書類

次のアからウをPDFファイルとして提出すること。

ア 参加表明書（様式２）

イ 参加者の概要（様式３）※団体又は研究機関等のわかるパンフレット等を添付すること

ウ 誓約書（様式４）及び添付書類

②提出方法

メール

③提出期限

令和８年（２０２６年）４月２０日（月）正午まで

④提出先

「11 問い合わせ・提出先」に提出すること。

(3) 企画提案書の提出

①提出書類

次のアからオをPDFファイルとして提出すること。

ア 企画提案書提出に係る鑑文（様式5）

イ 企画提案書

- ・サイズはA4版とし、様式は任意とする。
- ・別紙1「審査基準表」の審査項目が審査できるように工夫すること。
- ・別紙2「高森町リプロダクティブ・ヘルス・ライツ普及・啓発業務委託仕様書」の「3 業務内容（2）、（3）」で実施するアンケート等の趣旨、内容等を記載すること。

ウ 業務実施体制図

エ 業務スケジュール表

オ 積算書

- ・金額は、日本円にて税込の金額で記載すること。
- ・別紙「高森町リプロダクティブ・ヘルス・ライツ普及・啓発業務委託仕様書」の「3 業務内容」に定める項目ごとに内訳を明示すること。

ア～オ以外の資料等（参考資料含む）は添付できない。

②提出方法

メール

③提出期限

令和8年（2026年）4月24日（金）17時

④提出先

「11 問合せ・提出先」と同じ

8 受託者の選定方法

(1) 審査

参加資格審査の上、別途設置する審査会において、提案書の内容を別紙「審査基準表」により総合的に審査し、合計点が最上位の提案者を委託候補者として選定する。

ただし、採用基準点を60点とし、合計点の平均（合計点を審査員数で除した点数）が採用基準点に満たない場合は採用しない。

(2) 審査会

日程：令和8年（2026年）5月1日（金）

場所：高森町役場庁舎内会議室

※時間及び場所については、後日連絡する。

※審査会は1事業者あたり30分程度を想定（プレゼンテーション時間15分以内及び質疑応答15分程度）。

(3) 結果通知

書面により、参加者全員に通知する。

(4) その他

- ・審査会に参加できない場合は、棄権とみなす。
- ・審査会で使用する資料は、上記7(3)①で提出された資料のみとし、審査会当日の追加資料等は認めない。
- ・審査会当日はプロジェクターまたはモニターによりプレゼンテーションをすること（プロジェクターまたはモニターの準備は不要。）。

9 契約

(1) 契約

審査会で委託候補者として選定された者と高森町との協議により契約を締結する。ただし、協議が整わない場合、または委託候補者が辞退した場合等は、審査会において次点とされた提案者と協議の上、契約を締結する。

(2) 契約保証金

契約にあたっては、高森町財務規則第124条の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第125条各号のいずれかに該当する場合は契約保証金を免除することができる。

なお、契約保証金は、契約の相手方が契約上の義務を履行したときに還付する。

10 その他

- (1) 提案書の作成、提出及び選考に関する一切の費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできないこととする。また、返還も行わない。
- (3) 提出された企画提案書が採用された場合、その使用权等の一切の権利は高森町に帰属するものとする。
- (4) 提出された企画提案書は、高森町情報公開条例（平成13年条例第17号）に基づき公開することがある。
- (5) 審査で最高位の評価を受けた者を受託者として選定した後に、提案内容を適切に反映した仕様書を作成するために、その者に対して業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- (6) 受託者は、業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、高森町の文書による承諾を得たときはこの限りではない。

11 問合せ・提出先

〒869-1602 熊本県阿蘇郡高森町大字高森2168番地（高森町役場2階）

高森町教育委員会事務局 学校教育係

担当：木村

電話：0967-62-0227

電子メールアドレス：kyouiku.tmc@gmail.com